

特記仕様書

(適用範囲)

本特記仕様書は「大久保名木線（大久保町工区）舗装本復旧工事」（以下「本工事」という。）に適用する。

(総 則)

本工事は本特記仕様書によるほか、

<宇治市> 「土木工事共通仕様書（案）」（以下「宇治市共通仕様書」という。）

「土木工事施工管理基準」

<近畿地方整備局> 「土木工事共通仕様書（案）」

「土木工事施工管理基準及び規格値（案）」

「土木工事請負必携」

<京都府> 「土木工事共通仕様書（案）」（以下「京都府共通仕様書」という。）

「土木工事施工管理基準」

「土木工事請負必携」

に基づき施工すること。

また、本工事は工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）によるものとする。

(週休 2 日制工事について)

1 本工事は、受発注者双方が工程調整を綿密に行い、月単位の週休 2 日を確保できるよう工事を実施する週休 2 日制工事である。

2 週休 2 日制工事の実施は、「宇治市週休 2 日制工事試行要領（土木工事）」に基づき実施すること。

3 実施にあたっては、建設現場における環境整備のため、月単位の週休 2 日が確実に確保できるよう受発注者間で工程を調整し、施工計画を作成するなどの取り組みを行うこと。

なお、月単位の週休 2 日の現場閉所を行ったと認められない場合は、工事打合簿によりその理由を監督員に報告すること。

4 予定価格には月単位の週休 2 日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じているが月単位の週休 2 日に満たない場合は、契約書第24条の規定により、各経費に乗算する補正係数を1.00に変更するものとする。

- 5 月単位の現場閉所日数及び達成状況を工事月報の記事欄へ記載すること。
- 6 月単位又は通期での週休2日を達成したと認められた場合、工事成績評定において加点する。
- 7 受注者は、近畿地方整備局管内で実施する毎月第2・第4土曜日の建設現場一斉閉所に努めるものとする。

(工事着手時期)

本工事の着手時期は、地元地域との調整が未決着であるため、調整完了後に着手するものとする。詳細は、別途**協議**するものとする。

着手時期は、**事前協議の上、決定するものとする。**

(主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間)

1 現場施工に着手するまでの期間

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、測量、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、工事着手届により発注者に通知するものとする。

2 検査終了後の期間

工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）事務手続、後片づけ等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、検査日とする。ただし、検査員が補修（改造）命令書により工事の補修又は改造を命じた場合は、その補修（改造）の完成を確認した日とする。

(施工体系図の記載)

受注者は、施工体系図に、すべての下請負業者及び警備業者を必ず記載すること。

(特定建設資材の分別解体)

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成12年法律第104号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「特約条項 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

①分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体の方法
	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

②再資源化等をする施設の名称及び所在地

建設副産物	受入場所	距離	処分量
As掘削殻 スラグ	宇治市槇島町 桜玉井道路	6.0km	設計書 参照

※ 上記②については、積算上の条件明示であり、再資源化施設等を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りでない。

(産業廃棄物に関する書類の提出)

受注者は、「廃棄物処理計画書（報告書）」及び添付書類を提出すること。

なお、添付書類は以下によるものとする。

廃棄物処理	
計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物処理計画書 ○ 処分地の位置図及び経路図 ○ 産業廃棄物処理処分業許可書の写し (指定した処分地と同じであれば不要) ○ 収集運搬を委託する場合 産業廃棄物収集運搬業許可書の写し (自己運搬処理であれば不要) ○ 産業廃棄物処理委託契約書の写し <ul style="list-style-type: none"> ◆自己運搬処理の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・排出事業者と処理業者の契約書の写し ◆委託運搬処理の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・排出事業者と処理業者の契約書の写し ・排出事業者と収集運搬業者の契約書 の写し ○ 仮置きする場合 <ul style="list-style-type: none"> ・現場～仮置場～処分地の経路図 ・打合せ簿 仮置場の住所 搬出車両の最大積載量 ○ 指定地処分で処分地の変更が生じた 場合 <ul style="list-style-type: none"> ・打合せ簿 処分地の名称・所在地 ○ 再生資源利用計画書（実施書）・再生資源利用促進計画書（実施書）
変更	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当初計画書から数量のみ変更の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・変更計画書は不要 ○ 処分地の変更(当初計画書からの変更) <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理変更計画書 ・処分地の位置図及び経路図 ・産業廃棄物処理処分業許可書の写し ・産業廃棄物処理委託契約書の写し ○ 運搬方法の変更(当初契約書からの変更) <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理変更計画書 ・産業廃棄物収集運搬業許可書の写し ・産業廃棄物処理委託契約書の写し ○ 再生資源利用計画書（実施書）・再生資源利用促進計画書（実施書）は不要

報告	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物処理報告書 ○ 「運搬管理表」又は、「マニフェストの写し」 ※マニフェスト原本は検査時に提示・マニフェストで積載重量確認が出来ない場合は伝票等 ○ 再生資源利用実施書・再生資源利用促進実施書 (EXCELデータ含む) ○ 写真 <ul style="list-style-type: none"> ・処分地 ・仮置きがある場合は仮置場 【自己運搬処理の場合】 <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物運搬車、業者名 【委託運搬処理の場合】 <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物運搬車、業者名、許可番号
----	---

(再生資源利用計画)

「宇治市土木工事共通仕様書（案）第 24 条 建設副産物 4. 再生資源利用計画」については、以下のとおり読み替えるものとする。

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

(受領書の交付)

受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

(再生資源利用促進計画)

「宇治市土木工事共通仕様書（案）第 24 条 建設副産物 5. 再生資源促進利用計画」については、以下のとおり読み替えるものとする。

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進

計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

(再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等)

受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壤汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。

また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

(計画及び実施書の様式及び保管)

「宇治市土木工事共通仕様書（案）第24条 建設副産物 8. 計画書及び実施書の様式及び保管」については、以下のとおり読み替えるものとする。

○国土交通省ホームページ公開場所

「再生資源利用[促進]計画様式（建設リサイクル報告様式兼用）」

（https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm）

掲載の再生資源利用[促進]（計画書・実施書）（EXCEL形式）を使用し、自社で工事完成後5年間保管し、計画書1部、実施書1部及び上記ホームページに掲載の様式を用いて作成した電子データを監督職員に提出するものとともに、再生資源利用促進計画書を公衆の見えやすい場所に掲示する。（建設副産物情報交換システムを利用の場合は、計画書1部、実施書1部を提出するものとする。）

(産業廃棄物の仮置き)

産業廃棄物を仮置きする場合は、「京都府産業廃棄物の不適切な処理を防止する条例」・「条例施行規則」を遵守しなければならない。

(産業廃棄物税)

平成17年4月1日より「京都府産業廃棄物税条例」に基づき導入される産業廃棄物税（以下「産廃税」という。）は、京都府内の最終処分施設に搬入される産業廃棄物について課税されるものである。

また、中間処理施設に搬入された産業廃棄物においても、リサイクル後の処理残滓等が最終処分場に搬入される場合は、最終処分場に搬入される量に対して課税される。

なお、本工事においても、産廃税相当額を見込んでいる。

(舗装版切断作業時に発生する排水処理)

舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、適正に処理するものとし、必要な経費については、監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。

ここで、「適正に処理」する際には、「廃棄物の処置及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正な処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を処理業者に提供することが必要である。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は、提示しなければならない。

(施工管理)

1 品質管理試験

本工事の施工に伴い実施する品質管理試験は、品質管理基準に記載される「必須」の項目を実施し、「その他」の項目については、監督職員の指示により実施し、試験結果を整理し提出すること。なお、これにかかる費用は共通仮設費に含まれる。

2 規格値

品質及び出来形の規格値は、土木工事施工管理基準及び規格値によるが、次の工種については、下表のとおりとする。

なお、舗装面積については、道路管理者との協議等により、変更することがある。必要に応じて監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。

出来形規格値

工種	項目	規格値	摘要
表層工	面積	設計値以上	出来形図作成
区画線工 誘導標示設置工	厚さ・幅 延長	設計値以上	

(出来形図)

舗装工の出来形図については監督職員と協議の上作成すること。

(段階確認・立会確認)

受注者は、下表の工種及び監督職員の指示した工種の施工段階において、段階確認（立会確認）を受けなければならない。

段階確認は「段階確認書」（様式16-1）、立会確認は「立会確認書」（様式17-1）によるものとする。

また、「段階確認書」及び「立会確認書」には確認内容が把握できる写真を添付すること。

ただし、段階確認・立会確認の実施時期及び実施箇所は監督職員が定めるものとする。

立会確認

種別	細別	確認時期	確認項目	確認の程度
舗装工	表層工 基層工 As安定処理	コア採取時	舗装厚検測	車道：(表層、基層、As安定処理) 採取場所は監督職員の指示による

なお、アスファルト殻等を仮置きする場合は、仮置き場を立会確認するものとする。

※1 仮置きに伴う費用については設計変更の対象としない。

※2 処分地先の変更に伴う費用については設計変更の対象としない。

(材料確認)

受注者は、工事に使用する材料は、監督職員の確認を受けなければならない。材料確認は「材料確認書」（様式15-1）によるものとする。

また、「材料確認書」には、確認内容が把握できる写真等を添付すること。ただし、材料確認の実施時期及び実施材料は監督職員が定めるものとする。

(安全に関する研修・訓練等の実施)

受注者は、土木工事共通仕様書（案）の第34条「工事中の安全確保」の10から12に規定する安全に関する研修・訓練等において、下請企業及び労働者へのしわ寄せの防止を図る観点から、以下の内容の研修を1回以上実施しなければならない。

(1) 建設工事の請負契約に関すること

(2) 労働関係法令に関すること

【研修の参考とする図書等の例】

- ・工事請負契約書（第51条）
- ・建設業法遵守ガイドライン（令和4年8月 国土交通省）
- ・建設産業における生産システム合理化指針（平成3年2月 建設省）
- ・新しい建設業法遵守の手引（（公財）建設業適正取引推進機構）

（標示板の設置）

受注者は、工事の施工にあたって、工事現場の公衆が見やすい場所に、工事内容、工事期間、工事種別、発注者、施工者等を記載した標示板を設置しなければならない。

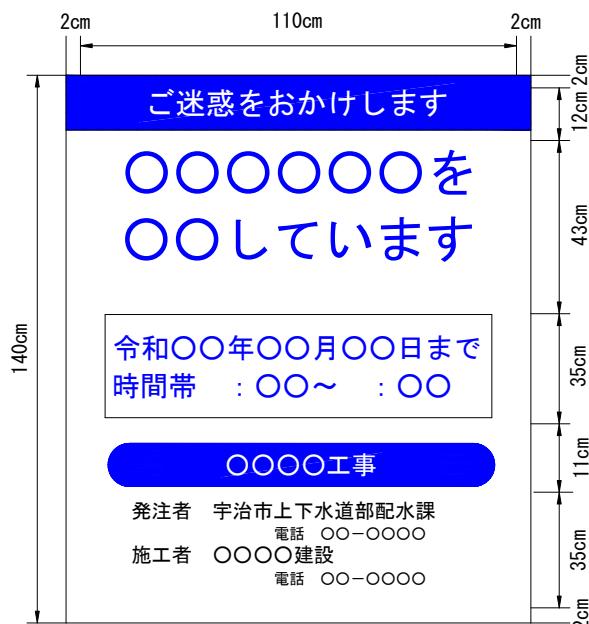
記載項目のうち「工事内容」、「工事種別」については、以下によるものとする。

工事内容：水道管の埋設跡の舗装復旧を行っています。

工事種別：舗装本復旧工事

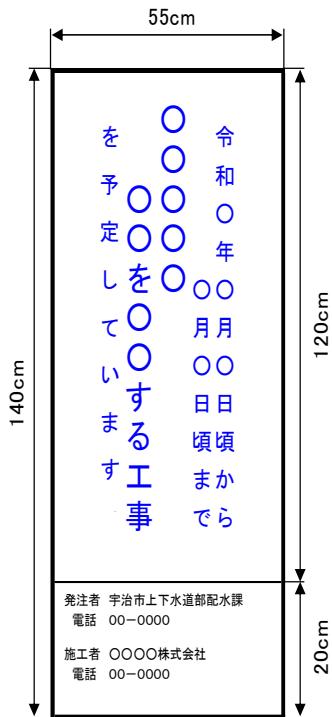
【標示板の記載例】

[工事表示板]



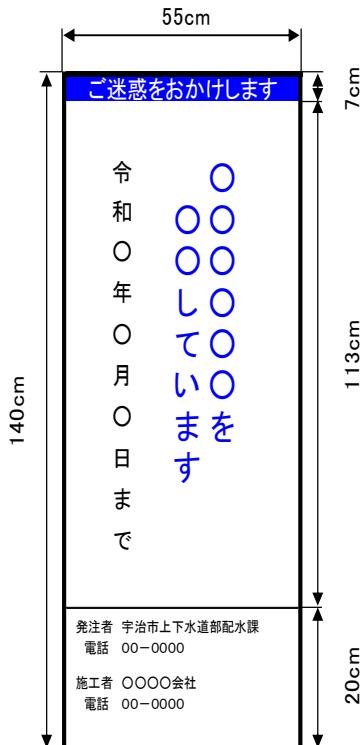
設置位置	<ul style="list-style-type: none"> 工事区間の起終点に設置する。 車線規制を行う場合には、規制区間の起終点にも設置する。 ドライバー等の視認性を考慮した箇所に歩行者等の支障にならないよう設置する。
設置期間	<ul style="list-style-type: none"> 路上工事開始から路上工事終了までの間設置する。
規格 色彩等	<ul style="list-style-type: none"> 「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「○○工事」等の工事種別は青地に白抜き文字とする。 「○○をしています」等の工事内容、工事期間は、青色文字とする。 その他の文字および線は、白地に黒色とする。 縁の余白は2cm、縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする 道路上に設置する場合は必要に応じて高輝度反射式または同等品以上のものとする。 道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材(ソフトカバー)を付けること。

[工事情報看板]



設置期間	<ul style="list-style-type: none"> 路上工事を開始する1週間以上前から路上工事を開始するまでの間設置する。
設置位置	<ul style="list-style-type: none"> 予定されている路上工事に関する工事情報を歩行者、沿道住民へ提供するため、歩道または路肩に設置すること。
規格 色彩等	<ul style="list-style-type: none"> 色彩は、「令和〇年〇月〇日頃から」、「〇〇する工事を予定しています」等の工事内容については青色文字とする。 その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材(ソフトカバー)を付けること。
摘要	<ul style="list-style-type: none"> 設置の要否は沿道環境を考慮し個別に判断。 工事開始時に速やかに撤去すること。

[工事説明看板]



設置期間	<ul style="list-style-type: none"> 路上工事開始から路上工事完了までの間設置する。
規格 色彩等	<ul style="list-style-type: none"> 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については青字に白抜き文字とする。 「〇〇〇を〇〇しています」等の工事内容については青色文字とする。 その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材(ソフトカバー)を付けること。
摘要	<ul style="list-style-type: none"> 設置の要否は沿道環境を考慮し個別に判断。

(低騒音型・超低騒音型の使用)

本工事の施工に当たっては、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」(平成9年度建設省告示第1536号)に基づき低騒音型建設機械の使用は考えていないが、現場条件により低騒音型建設機械を使用しなければならない場合は、監督職員と協議するものとし、低騒音型建設機械を使用するものとする。

ただし、供給側に問題があり、低騒音型建設機械を調達することができない場合（受注者の都合で調達できない場合は認めない）は、必要書類を監督職員に提出するものとする。

なお、低騒音型建設機械を使用する場合、施工現場において使用する建設機械の「'97ラベル」が確認できる写真を監督職員に提出するものとする。また、「旧基準'89ラベル」の機種においても新基準の指定を受けているケースもあるため建設機械メーカーに確認し、「新基準'97ラベル」に貼り替えを行うこと。

(公害対策)

- 1 本工事の施工については、通常の施工法によるものとしているが、万一公害等が生じたり、又は生ずる恐れがある場合は、その対策等について設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。
ただし、受注者の施工上の欠陥による場合はこの限りではない。
- 2 工事の施工に際して騒音規制法及び振動規制法に基づく規制を受け、新たに騒音防止の対策が必要な場合や、振動の規制に関する対策が必要な場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

(環境等の保全)

受注者は、下記項目の環境保全に努めなければならない。

- 1 工事車両や建設機械のアイドリングストップを励行すること。
- 2 工事用水及び工事中に発生する湧水等をポンプ排水により既設側溝や排水路に放流する場合は、土砂流出防止対策を行うものとし、濁水を直接放流させてはならない。
- 3 地域における伝統的行祭事等の実施が円滑に行われるよう地元等と十分に調整の上、工事を実施すること。

(仮設トイレの設置)

受注者は、工事の施工にあたって仮設トイレを設置するよう努めなければならない。設置出来ない場合は代替となる方法を講じなければならない。なお、施工計画書に明記すること。

(交通誘導警備員)

本工事における交通誘導警備員は、下記のとおり計上しており、配置人数を「工事月報」に記録し、監督職員に報告するものとする。

道路管理者、所轄警察署等との打ち合わせ結果又は条件変更に伴う配置箇所の増減が生じた場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

また、条件変更及び受注者にて特に必要と認めた場合は、その対策等について監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員
監督職員と協議による	延べ人員92名（夜間）

(安全施設類)

標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置する他、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行い実施するものとする。

なお、打合せの結果または、条件変更に伴い、道路工事保安施設設置基準(案)以上の保安施設類が必要な場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし設計変更の対象とする。

受注者は、施工に先立ち作成する施工計画書に、安全施設類等設置計画（交通誘導警備員配置計画書を含む）を作成し、監督職員に提出すること。

また、受注者は工事期間中の安全施設類等の設置状況及び交通誘導警備員の配置状況が判明できるよう写真等を整備し、完成検査時に提出しなければならない。

(交通規制)

本工事の交通規制については下記を予定している。

なお、現場状況及び関係機関との調整等によりこれによりがたい場合は、監督職員と別途協議すること。

規制区間	規制方法及び時間
大久保名木線	車輪片側交互通行(21:00～翌6:00) (但し自転車・歩行者は通行可)

- ※ 1 車輪通行止め及び片側交互通行区間内の作業ヤードにおいてはカラーコーン、コーンバー等を使用し自転車・歩行者の分離を確実に行うこと。
- ※ 2 歩道通行止め区間においては車道側に仮歩道を設置すること。
- ※ 3 道路使用許可時間外に重機、資材、工事看板等を道路に占用しないこと。

(施工時間)

本工事の施工時間（準備含む）は、下記とする。

ただし、やむを得ない事情により作業時間が変更になる場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

工事作業時間（夜間）	21:00～翌6:00
------------	-------------

(建退共の提出書類)

受注者は、下記の書類（様式は宇治市ホームページ掲示）を発注者に提出しなければならない。

	提出時期	摘要
掛金収納書の写し	契約時	
建退共運営実績報告書	完成時	
労働就労日報	完成時	
受払簿	完成時	契約工期3ヶ月以上
適用標識（シール）の掲示	施工中	写真確認
辞退届	随時	建退共対象者延人数が 0人となる場合

(法定外の労災保険の付保)

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

(請負業者賠償責任保険の加入)

受注者は、工事遂行中に他人の身体もしくは財物に損害を与えた場合の損害賠償について、「請負業者賠償責任保険」の加入に努めなければならない。加入した場合は、保険証書等の加入が確認できる書面の写しを工事着手日までに監督職員に提出しなければならない。保険の期間は、工事期間（着工から目的物引渡し予定日）とする。

なお、保険金額は、請負金額、工事の種類、規模等により受注者が定めるものとする。また、契約は、工事毎の契約とするか又は年間に付する総括契約とするかを問わない。

(再生材の利用)

本工事については、下記のとおり再生資材を使用する。

ただし、再生材製造工場の都合等により下表の再生資材の入手が困難な場合については監督職員と協議の上、新材とするものとし設計変更の対象とする。

資材名	規格	用途	備考
再生粒度調整碎石	RM-30	路盤材	
再生加熱アスファルト混合物	再生アスファルト安定処理	路盤材	
再生加熱アスファルト混合物	再生粗粒度アスコン	基層・仮表層	
再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスコン	表層	
再生クラッシャーラン	RC-30	基礎材	

なお、再生資源を使用する場合は、以下により品質が適正であるか確認の上使用するものとする。

- 1 上表再生資材を路盤材、又は舗装材として使用する場合の品質等は「舗装再生便覧」によるものとする。
- 2 再生骨材は、木屑、紙、プラスチック、レンガ等混入物を有害量含んではならない。

(アスファルト混合物事前審査制度について)

受注者は、アスファルト混合物事前審査委員会の事前審査で認定した加熱アスファルト混合物を使用する場合は、事前に認定書（認定証、混合物総括表）の写しを提出することによって、アスファルト混合物及びアスファルト混合物の材料に関する品質証明書、試験成績表の提出及び配合設計書、基準密度、試験練りを省略することが出来るものとする。

監督職員の指示があった場合は、土木施工管理基準「品質管理基準」に基づきプラントの自主管理による試験結果一覧表を提出するものとする。

(用地境界杭、境界プレート等について)

用地境界杭、プレート、ピン等が施工するにあたり影響を及ぼすと考えられる場合は、事前に測量を実施し、監督職員の確認を受けること。また、工事完了時にそれらの復元を行い、監督職員の確認を受けること。

(街区基準点について)

街区基準点の取り扱いについては、監督職員と協議の上、事前測量及び復元を行うこと。

(納品書・納入書等の提出)

本工事で使用する下表、または、監督職員が指示した材料等について納品書・納入書等の原本若しくは、その写しを提出し発注数量との対比を行うこと。

資 材 名	規 格	摘 要
再生粒度調整碎石	R M – 30	路盤材
再生加熱アスファルト混合物	再生アスファルト安定処理	路盤材
再生加熱アスファルト混合物	再生粗粒度アスコン	基層・仮表層
再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスコン	表層
加熱アスファルト混合物	改質Ⅱ型再生密粒度 アスコン	表層
区画線材料		
コンクリート		
視覚障害者誘導用点字タイル		
交通誘導警備員		

※ 監督職員と協議の上、納品書・納入書等については出荷証明書に置き換えることもよいこととする。

(個人情報保護)

個人情報の取扱いには、十分注意するとともに、秘密保持を厳守し、適切な保管に努めること。また、発注者から提供された個人情報が記載された資料等は、目的外の使用を禁止し、目的完了後、直ちに返却すること。万が一人個人情報が漏洩した際は、受注者が責任を持って対処すること。

(工事材料の品質)

工事材料の規格については別表のとおりとする。工事材料の品質については、J I S 規格に適合したもの又はこれと同等以上の品質を有するもの、並びに日本水道協会規格に適合したものとする。

(外壁・側溝等の現況写真)

施工着手にあたっては、事前に家屋の外壁・外構・側溝等の現況を写真等により記録すること。なお、施工着手はこの記録を監督職員に提出した後とする。

(工事の施工に伴う協議・調整)

- 1 本工事の施工に伴う関係機関との協議及び地元地域との調整は、受注者が行うものとする。
また、受注者は施工区域の用地の状況を十分把握し、土地所有者との間に紛争が生じないよう努めるものとする。
- 2 前項の結果により施工方法等の変更が生じた場合は監督職員の指示に従うこと。
- 3 本工事において地元調整の結果、工事説明会が必要となった場合、受注者は、監督職員と協議の上、地元に対して説明会を開催し、これに必要となる説明資料を作成しなければならない。
- 4 祭事など地域の行事については極力協力し、必要に応じて作業を休止するものとする。

(民地内への立入等)

本工事に関連して民地内への立入や作業が必要な場合は、必ず所有者の承諾を得なければならない。

(出来形図)

出来形測量の結果に関しては、設計図書の寸法に対し、「水道工事施工管理基準及び規格値（案）」を満足させなければならない。

(提出書類)

- 1 本工事における提出書類は、「土木工事関係書類（様式）」（宇治市ホームページ掲示）によるほか、下記の書類を提出するものとする。

提出書類	様式No.	部数	提出期限
週間工程表	任意様式 (注1)	1	週末に
出来形成果表	任意様式 (注1)	1	工事完了後速やかに
完成図（注2）		1	事完了後速やかに

（注1）週間工程表と出来形成果表については任意様式であるが、監督職員が指示する項目については全て記載するものとする。

（注2）完成図の作成については、別紙「図面の作成例」に基づき、監督職員の指示により作成するものとする。

なお、完成図の製本形式は下表によるものとする。

- 2 完成図以外の提出書類の製本形式は下記によるものとする。

（1）製本の厚さが、10cmを越える場合は分冊とする。

（2）左右どちらからでも取外しのできるパイプ式の厚型ファイル（A4版）

とする。

- (3) 工事写真集は巻頭に完成図縮小版（A3版）の陽画焼又は普通紙コピーを添付する。

(施工に関する留意事項)

- 1 契約書第18条により、施工前に設計図書を照査として事前測量を実施し施工面積の確認を行ってから施工を行うこと。
- 2 事前測量の際、仕切弁・消火栓ボックス及び他企業の鉄蓋等の高さを十分考慮し、施工計画を立てること。